請書兼請求書

相手方コード

0	0	1	2	3	4	5	6

世田谷区
契約担当者　様

下記の金額で契約したいので、本書を提出いたします。
契約締結後は、下記の契約条項を受諾のうえ、相違なく履行いたします。
履行完了後の検査に合格後、代金をお支払い願います。

令和　4　年　10　月　1　日

契約日（注文日）をご記入ください

印　印　紙

物品購入は不要です

（住所）世田谷区世田谷４－２１－２７
（氏名）株式会社　世田谷商社
代表取締役　世田谷　太郎　㊞
（電話）５４３２－○○○○

相手方登録の内容と同一にしてください

氏名欄と金額欄は訂正できません

金額		十	万	千	百	十	円
		¥	1	1	0	0	0

（うち消費税額及び地方消費税額相当分　¥1,000 円）

消費税及び地方消費税額相当分を必ず明記してください。

品名（名称）	規格（内容）	数量	単位呼称	単価	金額	摘要
鉛筆	ＨＢ １２本入り	20	個	200	4,000	
消しゴム	２０個入り	5	個	1,000	5,000	
ノート	Ａ４判	10	冊	100	1,000	
小　計					10,000	
上記消費税額					1,000	
合　計					11,000	

ゴム印作成（名前入り）などはその内容をご記入ください

消費税率8%と10%が混在する場合は、内訳欄に消費税率を記入の上、消費税率毎に小計及び消費税額を記入するなど、消費税率と消費税額を明らかにしてください（別紙参照）

非課税、不課税の場合は、摘要欄にご記入ください

契約条項　（令和2年10月1日版）

世田谷区（以下「区」という。）及び受注者は、次のとおり契約する。

第１条　受注者は、表記の物品購入、修繕及び役務調達（以下「この契約」という。）について、表記の納期内に表記の履行場所において、納品又は履行（以下「履行」という。）を完了しなければならない。
2.　受注者は、納入物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
3.　受注者は、この契約を履行する上において当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。
第２条　受注者は、履行を完了したときは、直ちに納品書兼完了届を区に提出しなければならない。
第３条　区は、前条の規定により受注者から納品書兼完了届の提出があったときは、その日から起算して、10 日以内に検査を行わなければならない。
2.　受注者は、区の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
3.　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
4.　第１項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形、消耗又はき損した物品等の損失はすべて受注者の負担とする。
第４条　受注者は、前条の検査の結果、履行内容の一部又は全部が検査に合格しないときは、区の指定する期限までに代替物の納入、修補又は再履行により、この契約に適合するように履行しなければならない。
2.　前項の規定により、履行した場合は、第２条及び前条の規定を準用する。
第５条　物品購入において、目的物（以下「物品」という。）の所有権は、検査に合格したときに受注者から区に移転し、同時にその物品は、区に対し引渡されたものとする。
2.　前項の規定により、所有権移転が完了する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、区の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。
第６条　区は、納入された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完又は損害賠償を請求（以下「請求等」という。）することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、区は履行の追完を請求することができない。
2.　区は、納入された物品に関し、第５条の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。
3.　区が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、区が通知から１年が経過する日までに具体的な契約不適合の内容、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
4.　民法第 566 条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
第７条　受注者は、納期内にこの契約の履行を完了することができない事由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記した書面により、区に納期の延長を申し出なければならない。
第８条　前条の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものでないときは、区は、相当と認める納期の延長を認めるものとする。
第９条　第７条の規定による申し出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、区は、受注者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。
2.　前項の遅延違約金の額は、納期の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年３パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるときは 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
3.　前２項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
第 10 条　区は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。
第 11 条　区は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
2.　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　前条の規定により、区が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が２分の１以下に減少することとなるとき。
(2)　前条の規定により、区がこの契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が３か月以上に及ぶとき又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。
第 12 条　区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　納期内に契約を履行しないとき又は履行する見込みが明らかにないと認められるとき。
(2)　この契約に関して談合その他不正行為をしたとき。
(3)　正当な理由なく、区の監督又は検査の実施に当たり指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
(4)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。
(5)　前条第２項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
(6)　次のいずれかに該当するとき。
イ　法人の役員等又は使用人（法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められるとき。
ロ　世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年２月 28 日 23 世経理第 709 号）別表（以下「要綱別表」という。）第１項から第５項までに定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。
ハ　受注者が、イ及びロのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（要綱別表第５項に該当する場合を除く。）に、区が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
ニ　世田谷区から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から１年以内に再度勧告措置を受けたとき。
(7)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
第 12 条の２　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として区の指定する期間内に支払わなければならない。
(1)　前条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
(2)　履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
2.　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
第 13 条　契約保証金は、世田谷区契約事務規則（昭和 39 年３月世田谷区規則第４号）第 46 条第２項の規定により免除する。
第 14 条　受注者からの代金請求年月日は、受注者が履行を完了し、かつ、区の検査に合格した日とする。
2.　区は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。
3.　前項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを区に請求することができる。
第 15 条　受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。
第 16 条　この契約条項の各条項の解釈についての疑義又はこの契約条項に定めのない事項については、区と受注者が協議の上、定めるものとする。
第 17 条　受注者は、この契約の履行にあたり、世田谷区公契約条例（平成 26 年９月世田谷区条例第 27 号）を遵守しなければならない。

担当課		納期	令和　年　月　日	検		立	
履行場所		検査月日	令和　年　月　日	員		員	

記入不要

品　　名 （名　　称）	規　　格 （内 容）	数量	単位 呼称	単　価	金　　額	摘　要
鉛筆	HB 12本入り	20	個	200	4,000	
消しゴム	20個入り	5	個	1,000	5,000	
ノート	A4判	10	冊	100	1,000	
緑茶	500mlペットボトル 12本入り	10	箱	1,000	10,000	軽減税率対象
小計	10％対象				10,000	
小計	8％対象				10,000	
消費税額	10％対象				1,000	
消費税額	8%対象				800	
合計					21,800	

消費税率8%と10%が混在する場合の内訳書記載例です。